

答 申 書

平成27年（2015年）3月26日

横須賀市情報公開審査会

(平成26年度第1号諮問事案)

横情審第23号

平成27年(2015年)3月26日

横須賀市教育委員会

委員長 森 武 洋 様

横須賀市情報公開審査会

委員長 原 田 一 明

公文書の部分公開決定に関する審査請求について(答申)

平成26年9月11日付け横教総第40号をもって諮問された公文書の部分公開決定に関する審査請求について、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

横須賀市教育委員会教育長が、寄生虫卵検査の検体紛失について市長に報告した文書につき、その一部を非公開とした決定について、横須賀市教育委員会が、「学校名(校種にかかる部分を除く。)」及び「年組」の情報を非公開とすべきとした判断は、妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

情報公開条例(平成13年横須賀市条例第4号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、審査請求人が行った公文書公開請求(以下「本件請求」という。)に対し、横須賀市教育委員会教育長(以下「処分庁」という。)が、寄生虫卵検査の検体紛失について市長に報告した文書(以下「本件対象文書」という。)につき、平成26年6月20日付けで行った部分公開決定(以下「本件処分」という。)のうち、横須賀市教育委員会(以下「審査庁」という。)が、当審査会への諮問の段階において非公開とすべきとし、また、処分庁が、平成26年9月24日付けで行った本件処分の変更通知において非公開とした「学校名(校種にかかる部分を除く。)」及び「年組」の情報の公開を求めるものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書、諾否決定理由説明書に対する意見書及び口頭による意見

陳述の内容は、おおむね次のとおり要約することができる。

ア 本件請求及び審査請求の趣旨について

平成26年5月30日、処分庁は、市立学校1クラス27人分の寄生虫卵検査の検体を紛失したと発表した。同検査は、市立小学校の1年生から3年生までの児童、市立幼稚園の園児などを対象に、市立学校50校で実施されていた。

この発表を受け、教育委員会事務局学校教育部学校保健課（以下「所管課」という。）に対し、紛失事故があった市立学校の校種について問い合わせたところ、学校を特定されるおそれがあるなどといった理由から校種についての明確な回答が得られなかった。そのため、「市長への報告メモ（2014年5月15日に回収された寄生虫卵検査の検体紛失に関わる報告書）」の公開を求めるべく、本件請求を行った。

また、教育委員会では、損害賠償に至った体罰を行った教師の処分内容を明らかにせず、また、通信簿の記載ミスがあっても制度上公表しないといった対応がとられている。そうした対応に疑問を抱いていた中で、市立学校における寄生虫卵検査の検体紛失事故（以下「本件事故」という。）があり、その際の公表基準について納得できなかったため、法令に従って公開すべき基準を審査会に示していただきたいと思い、審査請求を行った。

イ 本件請求における非公開部分について

本件請求においては、本件対象文書に記載された校種部分を含む学校名及び年組が公開されなかったが、審査請求を受け、処分庁は、本件処分を変更し、市立学校の校種部分が小学校であることまでは公開した。

本件処分において、処分庁は、校種部分を含む学校名及び年組を非公開としたことについて、個人が識別されるおそれがあると説明したが、個人が識別されるかどうかは、対象となる母集団の人数などから判断すべきであり、処分庁の説明には合理性を感じることはできない。

また、審査庁による諾否決定理由説明書では、校種部分を除く学校名及び年組の情報は、個人に関する情報で、個人を識別できる情報であると非公開の理由を記しているが、本件では校種部分を除く学校名を公開しても、個人を識別できるとは思えず、年組を公開しても個人を識別できるかどうかは、前述のとおり母集団の人数などから判断すべきであると考えられる。

おそらく、条例第3条第2号の「基本的人権としての個人の尊厳を守るため、個人情報情報を最大限に保護すること。」ということを非公開の根拠としていると考えるが、個人としての尊厳を守れるかどうかは、母集団の人数から判断すべきである。個人情報情報の漏えいに対する不安感はわかるが、寄生虫卵の検査で知られたくないのは、寄生虫がいるかいないかの検査結果であって、寄生虫卵検査の検体が紛失したということ

ではないと考える。

よって、今回の非公開部分に関しては、非公開の範囲が妥当とは考えておらず、個人が識別されるかどうかの範囲について、その母集団からしてどこまでが許容されるかという判断を審査会に示していただきたい。

さらに、本件での判断は、「知る権利」に関わる問題であることにとどまらず、事故の主体である学校の学校名及び年組が曖昧になることで対象者に緊張感が生まれず、再発防止という観点からもプラスにならないと考える。

3 審査庁の説明の要旨

(1) 本件対象文書について

ア 本件対象文書の概要について

本件対象文書は、本件事故を市長に報告した際の文書であり、本件事故の概要や事故後の対応などが記載されている。

イ 本件事故から報道発表までの経緯について

平成26年度における市立学校の寄生虫卵検査を受託した事業者（以下「受託者」という。）は、寄生虫卵検査の検体及び名簿を回収し、自社に搬入した。その搬入後、名簿に記載された提出枚数と回収した検体数が一致していることを確認し、検体を保管していた。

受託者は、二回目の確認を兼ねて識別のための個人バーコードシールを検体に貼る作業を行ったときに、市立小学校1クラス27人分の検体を紛失していることに気づき、所管課に報告した。その後、受託者は社内調査を行ったが、検体は見つからなかった。

所管課は、受託者から本件事故についての謝罪、経緯及び原因などの説明を受け、本件事故を市長に報告した。また、本件事故のあったクラスの保護者に謝罪するとともに、再検査をお願いし、本件事故の概要についての報道発表を行った。

ウ 寄生虫卵検査について

寄生虫卵検査は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第6条の規定に基づき実施するものであり、本市では、市立幼稚園の園児、市立小学校の1年生から3年生までの児童、市立ろう学校幼稚部の園児及び小学部の1年生から3年生までの児童及び市立養護学校小学部の1年生から3年生までの児童並びに4年生の前年度陽性者を対象に実施している。

(2) 処分庁による本件処分の変更について

処分庁が、条例第7条第1号に該当するとして非公開とした学校名のうち、審査庁は、学校名の校種部分を公開することとした上で、審査会に諮問を行った。このこと

を受け、処分庁は、学校名の校種部分の公開だけでは、特定の個人が識別され又は識別され得るものとはならず、また、個人の権利利益を侵害するおそれがあるとは認められないとして、平成26年9月24日付けで本件処分の一部を変更し、審査請求人に通知した。

(3) 部分公開決定の理由について

本件対象文書に記載された校種部分を除く学校名及び年組は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1号に該当する。

これらの情報が公開された場合、検体紛失のあった児童を容易に特定することができ、自分の子どもの寄生虫卵検査の検体紛失を知られたくないと感じる保護者の権利利益を侵害するおそれがある。

また、これらの情報が公開されることにより、保護者の不安感を煽るおそれがあり、学校での健康診断業務に支障をきたすおそれがある。

4 審査会の判断

審査会は、審査請求人の主張及び審査庁の説明を具体的に検討した結果、以下のよう
に判断する。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、平成26年度に発生した市立学校における寄生虫卵検査の検体紛失
事故を市長に報告した際の文書であり、本件事故の概要や事故後の対応などが記載さ
れている。

(2) 非公開部分に係る判断について

ア 本件対象文書における非公開部分について

本件対象文書における非公開部分のうち、審査庁がなお非公開とすべきとしている
部分は、「学校名（校種にかかる部分を除く。）」及び「年組」であり、いずれも条
例第7条第1号に該当するものとしている。

イ 条例第7条第1号該当性について

(ア) 両者の主張について

審査請求人は、校種部分を除く学校名及び年組の情報について、校種部分を除く
学校名を公開しても、個人を識別できるとはいえず、年組を公開しても個人を識別
できるかどうかは、母集団の人数などから判断すべきであると主張する。また、寄
生虫卵検査で知られたくないのは、検査結果であって、検体が紛失したということ
ではないと主張し、併せて、再発防止の観点から、事故の主体である学校の校種部
分を除く学校名及び年組については公開すべきであると主張する。

一方、審査庁は、校種部分を除く学校名及び年組の情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1号に該当するとし、これらの情報が公開された場合、検体紛失のあった児童を容易に特定することができ、自分の子どもの寄生虫卵検査の検体紛失を知られたくないと感じる保護者の権利利益を侵害するおそれがあると説明する。また、併せて、保護者に与える不安感から、健康診断業務に支障を及ぼすおそれがあるとも説明する。

(イ) 条例第7条第1号に規定する非公開情報について

審査請求人は、上記の主張に加えて、条例第3条第2号の「基本的人権としての個人の尊厳を守るため、個人情報 を最大限に保護すること。」ということ を根拠として校種部分を除く学校名及び年組の情報が非公開とされたとも主張する。

これに対し、処分庁は、本件処分において、公文書部分公開決定通知書の「公開しない部分の概要及び理由」欄において、条例第7条第1号に該当すると審査請求人に通知し、審査庁も、同号に該当すると説明する。

この点について、条例第7条柱書では、「実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る公文書に次に掲げる非公開とする情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならない。」と規定しており、同条各号に掲げる非公開情報のいずれかが記載されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならないとして、実施機関の公文書の公開義務を定めている。

そして、同条第1号においては、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人が識別され得ないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。（略）」を非公開すると定めている。

以上を前提に、本件対象文書に記載された情報が、条例第7条第1号に規定する非公開情報であるか否かについて判断する。

(ウ) 校種部分を除く学校名及び年組について

審査請求人の主張と審査庁の説明をもとに、当審査会において、本件対象文書を見分したところ、「学校名（校種にかかる部分を除く。）」及び「年組」の情報については、本件事故の被害者の児童が属する小学校、学年及びクラスを示す情報であることが確認できる。

次に、審査庁の説明によると、寄生虫卵検査は、法令に基づいて学校において実施される健康診断における検査項目の一つであり、特別の事情がない限り、市立小

学校における1年生から3年生までの児童全員を対象に実施されている。

そして、本件事故により紛失した検体には、当該児童の「年組」「番号」「氏名」、検体を入れた袋には、「採取年月」「学校名」「氏名（ふりがな）」「年令」「性別」などの情報が記載されており、本件事故では、これらの検体とともに、当該クラスの名簿も紛失したことが確認できる。

これらのことを前提として、本件対象文書に記載された「学校名」及び「年組」の情報の非公開が妥当であるか否かについて検討する。まず、「学校名（校種にかかる部分を除く。）」を公開することになれば、寄生虫卵検査の対象が小学校1年生から3年生までの児童を対象としていること及び紛失した検体の件数が本件事故の報道発表等で既に明らかになっていることなどの情報と照合することにより、紛失事故のあったクラスが相当程度に特定される可能性は否定できない。また、「年組」を公開することになれば、市立学校の各学年における児童の人数が学校教育における基礎情報として公表されていることから、これらを手掛かりとして学校名を特定することも不可能とはいえない。

以上のことからすると、「学校名（校種にかかる部分を除く。）」及び「年組」の情報については、本件紛失事故の被害者である児童に関する情報であって、特定の集団に属する者の情報として、条例第7条第1号に規定する、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当しないとまでいうことはできない。

また、寄生虫卵検査の検体については、検体における記載事項からも、極めて慎重に取り扱われるべきことが要請されるのであるが、本件対象文書における公開部分の記述によると、本件事故における検体等は、誤って廃棄された可能性が高く、これらの検体等が回収されたことを確認することもできない。さらに、寄生虫卵検査の検体が紛失したということは、当該児童又は保護者にとって、他人に知られることを忌避する性質の情報であるということもできる。

これらの点を考慮した上で、「学校名（校種にかかる部分を除く。）」及び「年組」の情報を公開することになれば、たとえ当該児童が識別されたことにより保護者までもが容易には識別され得ないとしても、当該児童又は保護者を知る一定の範囲の者にとっては、本件事故が当該保護者の児童に関する検体紛失事故であるということが明らかになる。その結果、寄生虫卵検査の検体紛失事故について知られたくないという当該児童又は保護者の権利利益を害するおそれがあり、個人の権利利益の十全な保護を図る観点からしても、個人識別性を否定することができず、条例第7条第1号に規定する情報に該当し、非公開とすることが妥当であると判断する。

なお、審査請求人は、事故の主体が曖昧になることで対象者に緊張感が生まれず、再発防止という観点からもプラスにならないとして、本件事故のような事故の再発

防止のためにも事故の主体を公開することが必要であると主張する。しかし、本件事故は、受託者の事業所内で発生した可能性が極めて高く、本件事故の報道発表の資料において、受託者の名称等が明らかにされている。このことからすれば、寄生虫卵検査の検体紛失事故の被害者である児童が属する学校の学校名及び年組を明らかにすることが、本件事故の類似事故の発生の防止に資するとは認められず、当審査会の判断を左右するものではない。

以上、審査会の結論に記載のとおり答申する。

横須賀市情報公開審査会

委員長	原田一明
委員	三浦大介
委員	須藤宏
委員	望月由佳子
委員	柳瀬昇

○ 審査会の経過

年 月 日	処 理 等 の 内 容
平成26年 8 月 18 日	・ 審査請求の提起
平成26年 9 月 11 日	・ 横須賀市教育委員会からの諮問
平成26年 9 月 24 日	・ 横須賀市教育委員会教育長による本件処分の変更決定
平成26年10月24日	・ 横須賀市教育委員会から「諾否決定理由説明書」の收受
平成26年12月 9 日	・ 審査請求人から「諾否決定理由説明書に対する意見書」の收受
平成26年12月18日	・ 審議
平成27年 1 月 22 日	・ 審議
平成27年 2 月 4 日	・ 審査請求人による口頭意見陳述 ・ 審議
平成27年 3 月 4 日	・ 審議